

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
 日程第 2、議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
 日程第 3、議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
 日程第 4、議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案
 日程第 5、議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕
 日程第 6、議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕
 日程第 7、議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について
 日程第 8、議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 日程第 9、発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案
 日程第10、議案上程（提案理由及び議案概要説明）
 日程第11、議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について
 日程第12、議員派遣の件

追加日程

- 日程第13、発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案
 日程第14、発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

出席議員 10名

議長 船橋 健人君	副議長 木村 良一君	2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君	4番 亀田 弘徳君	5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君	8番 倉内 清一君	9番 佐々木 徳正君
10番 田中 光弘君		

欠席議員 1名

7番 七尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 畑井 幸治君	地域整備課長 佐々木 隆志君

地域整備課上下水道管理室長	近 藤 吏君	会計管理者	飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長	小 形 正 樹君	消防監消防署長	木 村 秀 人君
教 育 長	渡 辺 伸 一君	学校教育課長	須 藤 鉄 博君
生涯学習課長	船 橋 英 樹君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時 開 議）

議 長（船橋健人君）ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので会議は、成立します。

ここで、諸報告を行います。

議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成）それでは、議長報告を朗読します。

本日、町長より「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」の1件が追加提案されましたのでご報告します。以上で議長報告の朗読を終わります。

議 長（船橋健人君）以上で諸報告を終わります。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第1、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、付託案件の審査報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により「議案第46号」及び「陳情第1号」、「陳情第2号」の以上3件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

総務福祉常任委員長（田中光弘君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました。「議案第46号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分以上1件について、6月9日審査会を開き、慎重審査の結果「可決すべきもの」と決定しましたのでご報告いたします。

また、付託を受けていた「陳情第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」、「陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化をする意見書の提出を求める陳情」について、6月9日審査会を開き慎重審査の結果いずれも「採択すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議 長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。4番亀田弘徳君。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

経済文教常任委員長（亀田弘徳君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第46号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分以上1件について、6月9日審査会を開き、慎重審査の結果、「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。（「はい」の声あり）はい、太田満則君。

6番（太田満則君） 私は、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定するという陳情について、反対の立場から討論いたします。ご承知のとおり、祝日は昭和23年、法律第178号国民の祝日に関する法律に基づき制定されたものでございます。その中の第3条第1項により国民の祝日は休日とする。第2号は、第2項は国民の祝日が日曜日にあたる時は、その日の後において、その日に最も近い国民の祝日がない日を休日とする。3項は、その前日及び翌日が、国民の祝日である日は休日すると、このようになってございます。いわゆるハッピーマンデーと言われる制度であります。ちなみに元旦1月1日、年の初めを祝う。天皇誕生日、2月23日天皇の誕生を祝う。春分の日、春分の日自然を称え、生物を愛しむ。憲法記念日、5月の3日日本国憲法の主権国の成長を期するなど、全部で15、この日にちが祝日として定められております。

その中で、今回提案の「海の日」は7月の第3月曜日、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う、このように規定されております。そのほか、月曜日が祝日となっている日は、成人の日は1月の第2月曜日、敬老の日は9月の第3月曜日、スポーツの日は10月の第2月曜日と3日が、同じ月曜日の取り扱いとなっております。

今回提案になっているものは、海の日だけをこのようになってございます。今話したみたいに、残り「成人の日、敬老の日、スポーツの日」も私は、同様の取り扱いをするべきだとこのように思います。以上の理由から反対いたします。

議長（船橋健人君） そのほか。

賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） それでは討論を終わります。

最初に「議案第46号」を採決します。

この採決は、起立で行います。

お諮りします。「議案第46号」委員長報告は「可決すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立者：2番田中 大議員、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君）

議長（船橋健人君） 着席願います。起立多数でございます。

したがって「議案第46号」は「可決」されました。

次に「陳情第1号」を採決します。

この採決も起立で行います。

お諮りします。「陳情第1号」委員長報告は「採択すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立者：2番田中 大議員、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、8番倉内清

一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君)

議長(船橋健人君)着席願います。起立多数です。

したがって「陳情第1号」は「採択」と決定しました。

次に、「陳情第2号」を採決します。

採決は起立で行います。

お諮りします。「陳情第2号」委員長報告は「採択すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立者：2番田中 大君、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君)

議長(船橋健人君)着席願います。

起立多数です。したがって「陳情第2号」は「採択」と決定しました。



日程第2、議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君)日程第2、「議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について説明を求めます。(「はい」の声あり)はい、税務課長。

税務課長(渡邊仁志君)(「議案第47号」について説明した)

議長(船橋健人君)ただいまの説明に対し、質疑を許します。(「はい」声あり)はい、田中光弘君。

10番(田中光弘君)今回の改正案は、限度額の引き上げとそれと、これまでですとセットで法定減免の拡大・拡充と7割・5割・2割の減免の拡充、セットでありましたけども、それに代わりまして昨年、条例化なされたこのコロナウイルスによつての減免のセットに変わったわけなんです、これ三つほど伺います。事務的なことですので宜しくお願いします。

一つはですね、この医療分と後期高齢者の支援分、この賦課の限度額を超過する世帯数をお知らせください。

二つ目に、賦課限度額に達する世帯の割合お知らせください。

三つ目に、限度額改正に伴う影響について、お伺いいたします。以上。(「はい、議長」の声あり)

議長(船橋健人君)はい、税務課長。

税務課長(渡邊仁志君)ただいまの質問にお答えいたします。

限度額を超過する、世帯数ですが。医療分につきましては、250世帯から8世帯減少して、242世帯となります。また、後期高齢者支援金分等については、311世帯から14世帯減少して、297世帯見込まれてます。

2点目の限度額に達する世帯の割合ですが、改正前では13パーセントでしたが、今回の改正で12パーセントに減少する見込みです。

3点目の影響額の見込みでございます。改正する前と、後では約780万円増額効果が見込まれております。以上です。

議長(船橋健人君)そのほかございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君)質疑を終結することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認め質疑を終結します。

これより、討論を行います。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第47号」は「可決」されました。



日程第3、議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議 長(船橋健人君) 日程第3、「議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について説明を求めます。(「はい」の声あり) はい、税務課長。

税務課長(渡邊仁志君) (「議案第48号」について説明した)

議 長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第48号」は「可決」されました。



日程第4、議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案

議 長(船橋健人君) 日程第4、「議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、福祉介護課竹達指導監。

福祉介護課指導監(竹達暁教君) (「議案第49号」について説明した)

議 長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決します。

お諮りします。「議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第49号」は「可決」されました。

◇

日程第5、議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕

議長（船橋健人君）続いて日程第5、「議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）（「議案第50号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第50号」は「可決」されました。

◇

日程第6、議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第51号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第51号」は「可決」されました。

◇

日程第7、議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について

議長（船橋健人君）日程第7、「議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、企画政策課長。

企画政策課長（田中正美君）（「議案第52号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第52号」は「可決」されました。



日程第8、議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

議長(船橋健人君) 日程第8、「議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

町長(船橋茂久君) (「議案第53号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は「同意」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第53号」は「同意」されました。



日程第9、発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案

議長(船橋健人君) 日程第9、「発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、田中茂勝議員。

5番(田中茂勝君) それではご説明いたします。「発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」について、ご説明申し上げます。地方自治法の一部改正に伴い、本会議において公聴会制度及び参考人制度を活用し、専門的・政策的な意見等を議会の討議に反映させるため、公聴会の開催及び参考人の招致に関する規定を定めるものであり、平内町議会会議規則の一部を改正するものであります。以上のことから、私が提出者となり、倉内清一議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明いたします。なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「発議第4号」は「可決」されました。

◇

日程第10、議案上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君）日程第10、「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」を上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）おはようございます。只今、上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。議案審議の参考に供したいと存じます。

「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」であります。令和3年11月24日に所有者から住宅を長期間留守にするために閉栓依頼を受け、閉栓処理を行う際に職員の誤操作が原因で通水状態となり、被害者宅内が浸水したことにより一部の壁床等に損害を与えたことに関し、損害賠償額を定め和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号、地方公営企業法第40条第2項並びに平内町水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を要することから提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

◇

日程第11、議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について

議長（船橋健人君）日程第11、「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、近藤室長。

地域整備課上下水道管理室長（近藤 吏君）（「議案第54号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第54号」は「可決」されました。

◇

日程第12、議員派遣の件

議長（船橋健人君）日程第12、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

議 長（船橋健人君）ここで資料配布のため暫時休憩します。

（午前10時39分 休 憩）

（午前10時41分 再 開）

議 長（船橋健人君）配布漏れはございませんか、それでは休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、田中光弘君ほか4人の連名により、「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」について、「発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案」が提出されました。この際「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」について、「発議第6号 国民の祝日「海の日」を7月20日への固定化を求める意見書案」についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第5号」、「発議第6号」は日程に追加し議題とすることに決定しました。

◇

日程第13、発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案

議 長（船橋健人君）日程第13、「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」についてを議題とします。本案について、提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」について、ご説明申し上げます。労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからず維持し、かつ女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要であります。

以上のことから、女性トイレの維持及びその安心安全の確保をするよう私が提出者となり、小笠原智鶴子議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明といたします。なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」については「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第5号」は「可決」されました。

◇

日程第14、発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

議 長（船橋健人君）日程第14、「発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案」についてを議題とします。本案について、提出者の説明を求めます。（「はい」の

声あり) はい、10番田中光弘君。

10番(田中光弘君)「発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案」について、ご説明申し上げます。国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となっております。わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であります。

以上のことから、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化するよう私が提出者となり、小笠原智鶴子議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。(「はい」の声あり) 太田満則君。

6番(太田満則君) そうすれば、反対の立場で討論を申し述べさせていただきます。

先ほど、話したみたいに国民の祝日ということで、15、1年のうちに15日の祝日があると、そして、この、今案件になった「海の日」も、その一つであります。私は何も祝日がおかしいと言っているのではないんです。今回話になったみたいに、月曜日この月曜日になって、休みを増やすといういわゆる「ハッピーマンデー」この元になっている、祝日がこのほかにもあるということで、私は、そうなんであれば、やはりそれ以外の日にち、例えば「成人の日、敬老の日、スポーツの日」皆さんも記憶にあるかと思いますが、スポーツの日はこれまで、10月10日と、それは東京オリンピック、前の東京オリンピックが開催されたその日を記念する、そういう意味での10月の10日でした。それが、今は10月の第2月曜日とこういう具合になって、やはりつくったときの主旨は分からないわけではないんですが、こういう具合にして日にちが動くということについては、やはり問題があるんでないかなとこう思います。今回この「海の日」だけを決まった日に戻すということについては、ほかの日もやっぱり変えるべきでないかということで、反対討論とします。以上です。

議長(船橋健人君) そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論を終結します。これより採決します。

採決は、起立で採決します。

本案に、賛成の方の起立を求めます。

(起立者：2番田中 大君、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君)

議長(船橋健人君) 着席願います。

賛成多数で、本案は「可決」されました。

したがって「発議第6号」は「可決」されました。



議長(船橋健人君) 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議

員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に調査することに決定しました。



議 長（船橋健人君） 以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。去る6月6日開会いたしました、本定例会では、本年度一般会計補正予算案、条例の改正案追加議案並びに人事案件など、合わせて9件御提案申し上げましたが、本日全案件とも、それぞれ御議決、御同意をいただき誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について、遺漏のないよう万全を期してまいりたいと考えております、議員皆様方にはこれまで以上の御支援、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げまして御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君） これをもちまして、令和4年第2回定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

（午前10時53分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員